



西東京市

にしとうきょうししょうがいしゃきほんけいかく  
西東京市障害者基本計画  
へいせい ねんどかいてい  
(平成21年度改定)  
だい き にしとうきょうししょうがいふくしけいかく  
第2期西東京市障害福祉計画

がいようばん  
【概要版】

へいせい ねん がつ  
平成21年3月

はっ  
発

こう  
行

にしとうきょうし ふく し ぶ しょうがいふくしが  
西東京市福祉部障害福祉課

〒202-8555

とうきょうとにしとうきょうしながまちいちじょうめ ばん ごう  
東京都西東京市中町一丁目5番1号

でんわ だいひょう  
電話 042-464-1311 (代表)



古紙配合率100%再生紙を使用しています



概要版

西東京市障害者基本計画

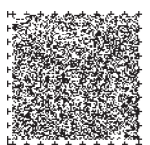
(平成21年度改定)

第2期 西東京市障害福祉計画



平成21年3月

西東京市



# にしとうきょうししょうがいしゃきほんけいかく 西東京市障害者基本計画

## 1 けいかくさくてい しゅし けいかくきかん 計画策定の趣旨・計画期間

本市では、平成16年度から平成25年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」に基づいて、障害者施策を推進してきているところですが、同基本計画策定後には、障害者自立支援法が成立するなど、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきており、計画を見直す必要性が出てきました。また、平成20年度は計画5年目の中間年にあたり、あらかじめ計画を見直すこととしていました。

一方、障害者自立支援法は、市に「障害福祉サービスに関する計画（障害福祉計画）」の策定を義務付けており、本市においても、平成18年度中に「第1期西東京市障害福祉計画」を策定したところですが、同福祉計画は計画期間が平成18年度から平成20年度と定められており、平成20年度中には第2期の計画を策定する必要があります。

以上のような背景から、本市では、障害者基本法を根拠とする「障害者計画」と、障害者自立支援法を根拠とする「障害福祉計画」を一体的に策定し、「西東京市障害者基本計画・第2期西東京市障害福祉計画」としてまとめることとしました。

### にしとうきょうししょうがいしゃきほんけいかく 西東京市障害者基本計画

こんきよほう しょうがいしゃきほんほう  
根拠法：障害者基本法

しょうがいしゃけいかく しょうがいしゃきほんほう もと  
障害者計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」です。

けいかくきかん へいせい ねんど ねんど  
計画期間：平成16年度～25年度

### だい き にしとうきょうししょうがいふくしけいかく 第2期西東京市障害福祉計画

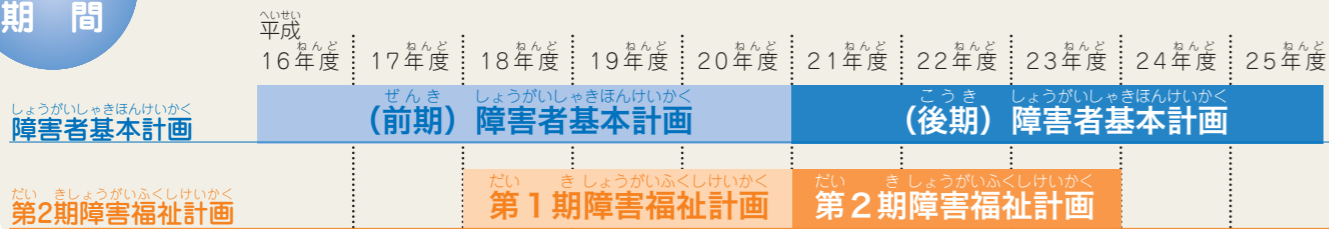
こんきよほう しょうがいしゃじりつしえんほう  
根拠法：障害者自立支援法

しょうがいふくしけいかく ねん き さだ  
障害福祉計画は、3年を1期として定める「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画」です。

けいかくきかん へいせい ねんど ねんど  
計画期間：平成21年度～23年度

しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいふくしけいかく しょうがいしゃけいかく ちょうわ たも  
障害者自立支援法では、「障害福祉計画は障害者計画と調和が保たれたものでなければならない」とされています。

### けいかく 計画の 期間



## 2 しょうがいしゃきほんけいかくさくてい してん 障害者基本計画策定の視点

本市では、後半の5年間を前にした見直しを行う障害者基本計画を策定する際に、次の5つの視点を重視しました。

『自立と社会参加を支援する』

『権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する』

『継続的な雇用・就労への支援を強化する』

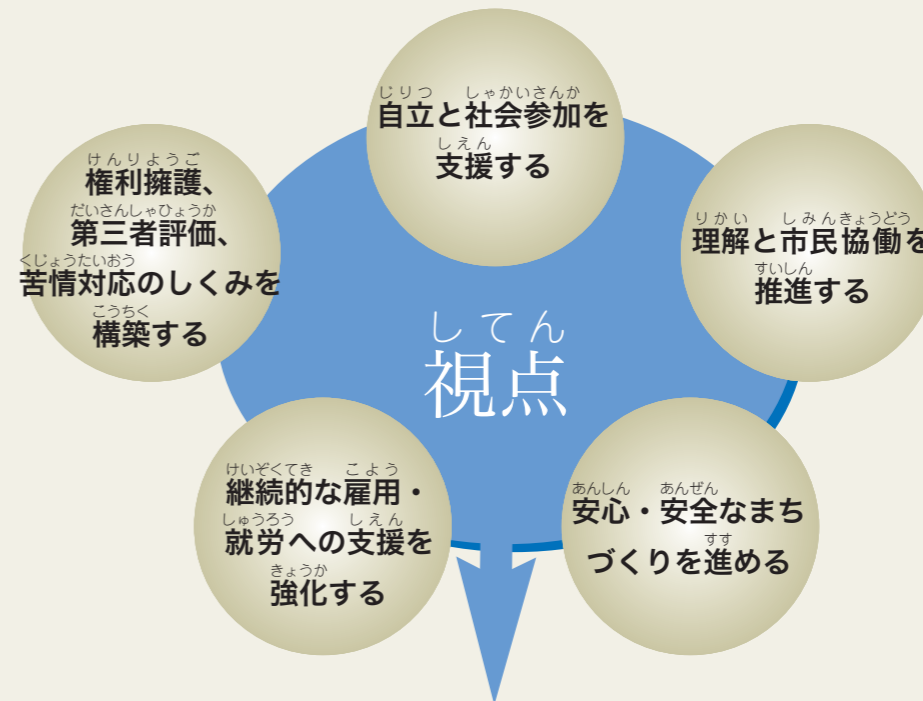
『安心・安全なまちづくりを進める』

『理解と市民協働を推進する』

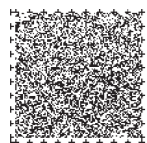
なお、この5つの視点については、近年の障害者福祉の動向や「西東京市障害者基本計画」における計画策定の視点、西東京市障害者基本計画作業部会・西東京市障害福祉計画作業部会での議論の内容、アンケート調査の結果等を踏まえ、検討を進めたものです。

### けいかく りねん 計画の理念

しょうがい  
障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、  
ちいきしゃかいぜんたい ひつよう しえん え  
地域社会全体から必要な支援を得ながら、  
だれ かにてき く  
誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める



してん ぶ かくしゅしきく ぐたいてき すす  
これらの視点を踏まえて各種施策を具体的に進めていきます





### 3 今後の障害者施策の展開に向けて

#### 1 地域で支える基盤づくり

- ◆ 自助・共助・公助のバランスを考えながら地域における支援体制を築きます。
- ◆ 市民がボランティア活動に参加しやすいまちにします。
- ◆ 地域や社会福祉協議会が進めている地域福祉活動を支援します。
- ◆ (仮称)障害者福祉総合センターを地域に開かれた施設として活用します。

おもにつぎのようなことをすすめていきます

① 地域における支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の支えあいネットワークの充実</li> <li>・ 地域資源の活用</li> <li>・ 「市民活動団体との協働の基本方針」に基づく協働の推進</li> </ul>
② ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動への支援</li> <li>・ ボランティアの育成支援</li> </ul>
③ 障害者福祉基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉基盤の整備</li> <li>・ 障害者自立支援法に基づく新体系への移行推進</li> <li>・ (仮称)障害者福祉総合センターの設置</li> </ul>

#### 2 快適に過ごせる環境づくり

- ◆ 市民が障害や障害のある人を理解し、行動できるよう広報活動等を進めます。
- ◆ ユニバーサルデザインの考え方をもちまちづくりを進めます。

おもにつぎのようなことをすすめていきます

① 障害と障害のある人への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報・啓発活動の充実</li> <li>・ 福祉教育の推進</li> <li>・ 施設と地域の交流促進</li> </ul>
② 人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人にやさしいまちづくりの推進計画の推進</li> <li>・ 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進</li> <li>・ 歩行環境の整備</li> </ul>
③ 外出の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用しやすい移動手段の整備・充実</li> <li>・ 移送サービスの充実</li> <li>・ 身体障害者補助犬法の周知</li> </ul>

### 3 いきがいを持って暮らせるまちづくり

- ◆ 一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図ります。
- ◆ 労働部門と福祉部門が一緒になって就労支援を進めていきます。
- ◆ 福祉施設における工賃水準の向上をめざします。
- ◆ 様々な余暇活動を障害のある人もない人もともに楽しむ機会を拡大します。

おもにつぎのようなことをすすめていきます

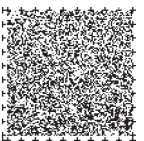
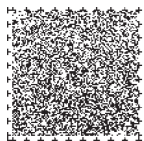
① 育成支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども総合支援センターの充実</li> <li>・ 療育・教育相談事業の推進</li> <li>・ ファミリー・サポート・センターにおける障害児利用の充実</li> </ul>
② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の充実</li> <li>・ 障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保</li> <li>・ 障害児放課後活動としての常設場所の確保の検討</li> </ul>
③ 適性や能力に応じた就労場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労援助事業の実施</li> <li>・ 就労機会の拡大</li> <li>・ 授産製品の販路拡大</li> </ul>
④ 余暇活動・生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習の推進</li> <li>・ 障害者の社会参加機会の充実</li> <li>・ ゲストティーチャーや講師としての活用</li> </ul>

#### 4 安心して暮らせるまちづくり

- ◆ 判断能力が不十分な人も安心して暮らせるよう相談窓口を充実します。
- ◆ 第三者サービス評価を活用し、サービス事業者の客観的な情報を提供します。
- ◆ 災害時要援護者対策を十分に検討・構築します。
- ◆ かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及を図ります。

おもにつぎのようなことをすすめていきます

① 権利擁護体制の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護センターとの連携</li> <li>・ 成年後見制度の普及と活用</li> <li>・ 地域福祉権利擁護事業の普及と活用</li> </ul>
② サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス第三者評価システムの活用促進</li> </ul>
③ 保健・医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及</li> <li>・ 健康診断（健康診査）の情報提供</li> </ul>
④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者避難支援プランの作成</li> <li>・ 社会福祉施設等と地域の連携</li> <li>・ 悪徳商法などの被害の防止</li> </ul>



# 5 自分<sup>じぶん</sup>にあった生き方<sup>い かた</sup>ができるまちづくり

- ◆一人ひとりのニーズにあったサービスを選択できるような基盤整備を進めます。
- ◆自分の生活スタイルにあわせた暮らし方<sup>く かた</sup>を選べるよう居住の場を整備します。
- ◆既存の社会資源<sup>きぞん しゃかいしげん</sup>を有効に活用していきます。

おもにつぎのようなことをすすめていきます

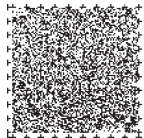
① 地域 <sup>ちいき</sup> における生活基盤 <sup>せいかつ きばん</sup> の整備 <sup>せいび</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム・ケアホームの整備</li> <li>・公営住宅の有効活用</li> </ul>
② 福祉サービス <sup>ふくし じゆうじつ</sup> の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法に基づくサービス提供体制の整備</li> <li>・在宅サービスの充実</li> <li>・地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保</li> <li>・専門的人材の育成</li> </ul>

# 6 情報提供<sup>じようほうていきよう</sup>・相談体制<sup>そうだんたいせい</sup>のしくみづくり

- ◆市内<sup>しな</sup>で安心して気軽に相談<sup>そうだん</sup>を受けられるようにします。
- ◆ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援<sup>そうだんしえん</sup>を受けられるようにします。
- ◆必要な情報がその情報を必要としている人にきちんと伝わるようにします。
- ◆聴覚や視覚に障害がある人にもきちんと情報が伝わるようにします。
- ◆知的障害がある人にも大切な情報が伝わるよう表示の仕方などを工夫します。

おもにつぎのようなことをすすめていきます

① 情報提供体制 <sup>じようほうていきようたいせい じゆうじつ</sup> の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉情報総合ネットワークの構築</li> <li>・「障害者のしおり」の活用</li> </ul>
② 相談体制 <sup>そうだんたいせい じゆうじつ</sup> の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の充実</li> <li>・西東京市相談ネットワーク連絡会の充実</li> </ul>
③ コミュニケーション・ 情報取得に対する支援 <sup>じようほうしゆたく たい しえん じゆうじつ</sup> の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報の点字化の検討</li> <li>・市ホームページのユニバーサルデザイン対応の促進</li> <li>・市役所における窓口対応方法の検討</li> </ul>



# 第2期西東京市障害福祉計画<sup>だい き にしとうきょうししやうがいふくしけいかく</sup>

## 1 障害福祉計画推進の基本姿勢<sup>しやうがいふくしけいかくすいしん きほんしせい</sup>

### (1) 相談支援体制の充実<sup>そうだんしえんたいせい じゆうじつ</sup>

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供基盤の整備とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制が必要です。

本市では、現在、2箇所の地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー）において、地域における障害者相談支援事業を進めています。

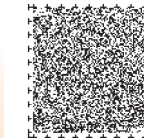
今後は、西東京市地域自立支援協議会での検討を進め、(仮称)障害者福祉総合センターの建設に伴う相談支援センターの設置や、関係機関・作業所等が行ってきた相談事業の実績・内容を踏まえ、本市の実情にあったきめ細かな相談支援体制づくりを進めていきます。

### (2) 地域生活支援サービスの充実<sup>ちいきせいかつしえん じゆうじつ</sup>

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの体系が「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「地域生活支援事業」という大きな枠組みの中で再編成されました。そのような中で、障害のある人の地域生活を支えていくためには、個々のサービスだけでなく、様々なサービスを組み合わせ有効に利用できる環境を整えていくことが大切です。

アンケート調査の結果をみると、ほとんどの福祉サービスが、実際の利用状況に比べて、利用意向が高くなっていることから、「現在はサービスを利用していないけれども、今後はサービスを利用したいと思っている人（潜在層）」が多くいることがわかります。今後は、そのような方々がさらに多く出現することも想定し、必要なサービス量を見込むこととします。

特に本市では、グループホーム・ケアホームなど、地域における「住まいの場」の整備は着実に進んでいるものの、「日中活動の場」となるサービスのうち、自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付については、サービス提供体制が十分ではないことから、今後は、計画的・段階的なサービス提供基盤の整備を進めていきます。





## 2 基本目標（平成23年度の将来像）

### (3) 就労支援体制の充実

障害のある人が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要です。

本市では、「西東京市障害者就労支援センター」を中心に、就労支援を進め、既に一定の実績を収めています。今後は障害の種別や程度にかかわらず、希望するすべての人が就労できるよう、さらに取り組みを充実させていきます。

また、本市では障害者自立支援法に基づき就労移行支援事業等の実施が進んでいません。今後は、市内施設の移行を促進させるとともに、福祉的な就労における工賃水準の向上についても、市として支援を検討していきます。

### (4) 施設の新体系への移行推進

現在、本市では、市内施設の新体系への移行が進んでいません。それには様々な理由が考えられますが、ヒアリングや委員会等における当事者及び関係者の話からは、具体的に「利用定員を確保することが難しい」、「職員の確保が難しく、多くの利用者を受け入れることが難しい」、「新体系へ移行した場合、現在の利用者の中で、新事業への対応が難しい者が出てくる」、「新体系では、いままで培ってきた作業所の特色を生かせない」などの意見が聞かれます。

また、市に望む支援内容として、「事業所維持の基本コストに係る支援」、「通所者の活動維持に係る支援」、「行政からの（授産製品）発注の拡大」、「単独での移行が難しい作業所への対応」などの意見も出されていることから、今後は、新体系への移行の際、あるいは移行後の支援内容を明確にするなど、市の方針を示していきます。

### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、「現入所者の10%を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、7%以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」こととされています。

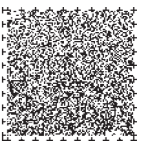
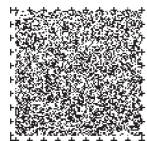
本市では、平成17年10月1日現在の入所者129人のうち13人が、平成23年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

### (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度の患者調査等より算出された退院可能な精神障害者数は、東京都全体で約5,000人となっています。5,000人を人口比で按分して計算した本市における「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」数は76人となっており、本市では、そのうち5割の38人が平成23年度末において地域へ移行していることをめざします。

### (3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

本市では、平成17年度において「区市町村障害者就労支援事業」の支援を受けて一般就労した人が6人いることから、その3倍である18人が、平成23年度において、一般就労することをめざします。なお、目標数値には、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けた人のほか、福祉施設を退所し、一般就労する人の数を含むものとします。



### 3 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量

#### 《総合的な自立支援システムの全体像》

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受けられる場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



### サービスの見込量一覧(平成21年度～平成23年度) [サービス見込量/1か月あたりのサービス利用見込み] ※平成19年度は実績

<自立支援給付>		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	利用者数	138人	152人	159人	167人
重度訪問介護					
行動援護	利用時間	10,714時間	11,838時間	12,400時間	12,963時間
重度障害者等包括支援					
生活介護		52人	77人分	89人分	102人分
自立訓練(機能訓練)		0人	2人分	2人分	4人分
自立訓練(生活訓練)		9人	18人分	22人分	27人分
就労移行支援		6人	14人分	18人分	23人分
就労継続支援(A型)		1人	4人分	5人分	8人分
就労継続支援(B型)		34人	94人分	124人分	154人分
療養介護		0人	1人分	1人分	1人分
児童デイサービス		88人	98人分	103人分	108人分
短期入所	利用者数	31人	41人	46人	52人
	利用時間	265日	327日	358日	391日
共同生活援助(グループホーム)		50人分	65人分	73人分	80人分
共同生活介護(ケアホーム)					
施設入所支援		5人	65人	96人	129人
サービス利用計画作成対象者数		0人	30人	31人	32人
<地域生活支援事業>		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業		2か所	2か所	2か所	3か所
地域自立支援協議会		1か所	実施	実施	実施
手話通訳者派遣事業	利用実人数	54人	60人	60人	60人
	派遣件数	221件	230件	230件	230件
要約筆記者派遣事業	利用実人数	2人	5人	10人	15人
	派遣件数	2件	5件	10件	15件
移動支援	利用者数	218人	242人	253人	265人
	利用時間	1,905時間	2,105時間	2,205時間	2,305時間
地域活動支援センター	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所
	利用実人数	145人	155人	160人	165人

\*地域生活支援事業については主な事業のみ掲載

